

グループホーム 敬愛シニアガーデン桜堤

* 当ホームは介護保険の指定を受けています

当事業者は、ご契約者(以下ご利用者を含む)に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意して頂きたいことを以下の通り説明します。

*当サービスの利用は、要介護認定の結果「要支援2」以上と認定された方が対象となります

1. 事業所概要

事業所の名称	グループホーム 敬愛シニアガーデン桜堤
事業所の目的	本法人は、高齢者(主として認知症高齢者)や障害者に対し、可能な限り住み慣れた地域で普通の暮らしを継続できるように、助け合いの気持ちが息づくまちづくりを目指し、市民参加型で地域密着型サービスに関する事業を行い、高齢者や障害を持った人々も安心して暮らすことが出来る社会の構築に寄与することを目的とする。
事業所の運営方針	介護保険法等を遵守し、次の内容を計画的かつ実践的に展開します。 利用者主体の原則・理念に基づき、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう認知症の状況など、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に対応する。
事業所の責任者	管理者 駒場 優美子
開設年月日	平成18年3月3日 介護保険事業所番号 第 0770102499
所在地	福島県福島市八木田字井戸上50-1
電話番号	024-545-6312 FAX番号 024-563-3030
交通の便	JR福島駅西口より2.5Km, タクシーで約5分
利用定員	18名(1ユニットあたり9名, 2ユニット)
居室の概要	居室(個室) 11.33㎡ 計18室

*居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

2. 職員の職種、員数及び職務内容

当事業所では、ご契約者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しております。

職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

①管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、業務の管理及び職員などの管理を一元的に行う。

②介護支援専門員 1名(常勤兼務)

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう、認知症対応型共同生活介護計画を作成すると共に、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、協力病院などとの連携調整を行う。

③介護職員

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

3. 職員の勤務体制

昼間の体制	① 7:00~16:00	② 9:00~18:00
	③ 10:00~19:00	
夜間の体制	④ 16:30~翌9:30	

4・緊急時の対応および協力医療機関

急な様態変化などがあった場合、ご家族へ連絡いたします。なお、緊急時の受け入れについては、次の医療機関と協力する契約を締結しております。

協力医療機関名	診療科目	電話番号
福島セントラルクリニック	内科、外科	024-522-7701
福島西部病院	内科、消化器科、外科、歯科	024-533-2121
福島南循環器科病院	循環器科、内科、外科、泌尿器科	024-546-1221
きくち医院	内科、歯科	024-546-2222

5・当事業所が提供するサービス内容と利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

- ①食 事 (但し、食材料費は別途いただきます。)
利用者のADLの状態や嗜好に添った食事を食堂において提供します。時には、行事食など変化に富んだ食事の楽しみを提供し、利用者の喜ばれる食事の提供に心がけます。
(概ね食事時間) 朝食 8時～ 昼食 12時～ 夕食 17時30分～
- ②入 浴 家族的な入浴サービスを提供します。
- ③排 泄
利用者に合った排泄の方法とし、プライバシーの保護には充分配慮し援助していきます。
- ④健康状態の把握
介護職員は、利用者の健康状態の観察をきめ細かに行き、関係機関との連携を密にします。
- ⑤機能訓練
残存機能を生かした生活リハビリにより個々に応じた機能訓練をします。
- ⑥介護サービス・生活相談
・計画作成担当者及び介護職員は利用者の生活環境及び個々の健康状態の程度に応じて概ね3ヶ月毎にケアプランを作成します。
- ⑦その他自立への支援
・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを適切な整容がおこなわれるよう援助します。

《サービス利用料金 (一日あたり) 》

別紙1 料金表によって、ご契約者の要介護度や介護保険被保険者の負担割合(1割又は2割)に応じたサービス利用料金が利用者の負担額となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

サービスの概要と利用料金は別紙1の通りです。

*日常生活上必要となる諸費用実費の変更について

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更事由とその内容について、変更を行う2ヶ月前までにご説明いたします。

◎利用料金のお支払い方法

毎月15日までに、前月分の利用料などを利用料明細書により請求いたします。
請求書を受領後25日(土日になる場合は23日または24日)に、
指定口座より引き落としさせていただきます。(F-net)

6. 契約の更新と終了(サービスの利用をとめる場合について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとなりますが、契約および契約期間満了の30日前までに契約者からの申し入れがない場合には、契約は、自動更新されます。

但し、契約期間中に以下のような状況が生じた場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が入院または死亡した場合。
- ②要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立・要支援1と判定された場合。
- ③事業者が解散または破産した場合、或いはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合。
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合。(詳細は以下Aを参照ください)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合。(詳細は以下Bを参照ください)

A・契約者（利用者）からの解約 ・ 契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者の申し出により解約することができます。
その場合には、契約終了を希望する30日前までに解約届出書をご提出ください。
但し次の場合には、即時に契約を解約 ・ 解除することができます。

- イ、保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ロ、利用者が入院された場合。
- ハ、事業者若しくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ニ、事業者若しくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合。
- ホ、事業者若しくはサービス従事者が、故意、又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ヘ、他の利用者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

B・事業者からの契約解除の申し出

以下の事由に該当する場合は、本契約を解除させていただきます。

- イ、ご契約者が、契約締結時に心身の状況および病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたと判断される場合。
- ロ、ご契約者が、入院又は病気などにより一月以上にわたってサービスを利用できない状態が明らかな場合。
- ハ、ご契約者によるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、催告後2週間以内に支払われない場合
- ニ、ご契約者が、故意、又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者、若しくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を発生させた場合、又はその恐れがあると判断される場合。
- ホ、一切の布教活動、政治活動、或いは営利活動等を行った場合、又はそれらを行う恐れのある場合。

C・契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境などを勘案し必要な援助を行います。

◎留意事項

- ①施設、設備、備品などについて、それら本来の用途に従って利用してください。
- ②ご契約者の過失、又は故意による施設、設備、備品等の破損又は汚濁した場合、ご契約者の自己負担により現状に戻していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます。

◎その他

①医療機関への定期受診

- ・定期的な通院などが必要な際は、原則としてご家族が付き添うようにお願いします。
- ・ただし、ご家族の都合で、通院付き添いが困難な場合は、事業者が代行します。
- ・医療機関へ受診した場合の費用は、全額ご契約者の負担となります。

②身体拘束について

- ・当事業所では原則として身体拘束は行いません。ただし、ご契約者の生命の維持など、極めて重要な事由がある場合に限り、事前にご契約者にお知らせの上で、身体拘束を行う場合があります。（この場合でも、ご契約者の了解がない場合は身体拘束は行いません）
- ・実際に身体拘束を行った場合には、その事由と内容、および期間をご契約者側ならびに市町村へ報告します。

7・苦情の受付について

*当事業所における苦情については、下記の窓口で受け付けます。なお、苦情内容によっては第三者機関に連絡します。

また、受付については、直接下記窓口へお申し出いただくか、電話又は書面にて受け付けます。

◎苦情受付窓口

- ・受付担当者：熊坂 晴彦
- ・解決責任者：管理者 駒場 優美子
- ・受付時間：9時00分～16時00分
- ・相談窓口 TEL 024-545-6312

*苦情処理の流れ：受け付けた内容は、ただちに解決責任者が事実関係を調査し、関係者と協議の上で、早急に申し出た方へ回答いたします。

8・事故発生時の対応および損害賠償

- ・サービス提供中に事故が発生した場合、必要な措置を講ずるとともに、ご家族へ連絡（報告）いたします。発生した事故によっては市町村へも報告いたします。
- ・事故その他の事由により、お客様に対して損害を生じさせた場合は、加入している損害賠償保険会社を通じるなどして、速やかに損害を賠償します。

9・その他

この重要事項説明書にない事項については、説明者へお問い合わせください。

当事業所は、重要事項説明書に基づき、認知症対応型共同生活介護のサービス内容および重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者

住所 福島市八木田字井戸上50-1
法人名 医療法人 社団 敬愛会
施設名 グループホーム敬愛シニアガーデン桜堤

管理者 駒場 優美子 印

説明者氏名 (職名：)

私は、重要事項説明書に基づいて、認知症対応型共同生活介護サービス内容および重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印

家族または身元引受人

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印

付則 この重要事項説明書は平成18年3月1日より施行する。
平成30年10月18日より重要事項説明書一部改正施行する。
令和1年5月1日より重要事項説明書一部改正施行する。
令和1年10月1日より重要事項説明書一部改正施行する。
令和1年12月1日より重要事項説明書一部改正施行する。
令和4年4月1日より重要事項説明書一部改正施行する。
令和5年12月20日より重要事項説明書一部改正施行する。
令和6年5月1日より重要事故説明書一部改正施行する。